

(別紙)

諮問番号：令和5年諮問第3号

答申番号：令和5年答申第4号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人に対しなした令和4年3月29日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）による母子加算等の削除に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和2年5月1日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで、世帯主である審査請求人及びその長女（以下単に「長女」という。）による世帯（以下「審査請求人世帯」という。）の保護を開始した。
この際、審査請求人世帯は、審査請求人による長女の養育に関し、児童養育加算及び母子加算の対象となっており、保護費には、これらの加算額が含まれていた。
- 2 令和4年3月29日、処分庁は、同年4月1日を実施日として、保護費の基準額を改定し、冬季加算を削除し、並びに母子加算及び児童養育加算を削除する本件処分を行い、審査請求人に対して本件処分に係る通知書を送付した。
- 3 令和4年4月8日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査庁に対し、審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があるというものである。

- (1) 長女が18歳になったとして母子加算が削除され、保護費が減額されたが、審査請求人及び長女が共に病気を抱えている審査請求人世帯においては生計を維持することが困難であるから、本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件処分について事前の説明がなかったことについては、処分庁の他人事な対応に不服及び不満がある。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、

本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

- (1) 母子加算は、法第8条第1項に規定する「厚生労働大臣の定める基準」について定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第2章の8の(3)において、「母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。）を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。」とされている。
- (2) 保護基準第1第2章の(2)に掲げる者に該当しない長女の養育に係る母子加算は、長女が18歳に達する日以後の最初の3月31日に当たる令和4年3月31日まで認定するべきものである。
- (3) よって、本件処分は、法及び保護基準に沿って適正に行われたものである。

第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- 2 生活保護費は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）等に従い、保護基準に基づいてその者の属する世帯の最低生活費を算定し、この金額とその世帯の収入とを比較して、その世帯の最低生活費のうちその世帯の収入（以下「収入充当額」という。）で補えない部分、つまり最低生活費から収入充当額を差し引いた差額が支給されることとなっている。
- 3 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第10の1の(1)及び(2)において、「保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。」とされ、「4月1日に行う切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行うこと。」とされている。
- 4 法第12条に定める生活扶助に係る保護費は、保護基準別表第1の第1章の1の(2)においてその算定のための算式が、同表第1の第2章においてこれに加算すべき額の取扱いが定められている。
- 5 このうち、児童養育加算については、保護基準別表第1第2章の6の(1)において、「児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、高等学校等修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）1人につき10,190円とする。」とされている。
- 6 また、母子加算については、保護基準別表第1の第2章の8の(3)において、「母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの

間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。」とされ、その加算額(月額)は同章の8の(1)において、1級地在宅者については、児童1人につき18,800円とされている。

なお、「20歳未満で2の(2)に掲げる者」の養育に係る母子加算については、養育に係る者が障害者加算を行う者に該当していれば、当該養育に係る者が18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以降においても、20歳に達するまでの間、引き続き母子加算の対象となるというものであり、これに該当する場合でなければ、「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」が母子加算の対象となる養育年齢ということとなる。

- 7 障害者加算を行う者については、保護基準別表第1の第2章の2の(2)において、
「ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定していないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)ただし、アに該当する者を除く。」

とされている。

- 8 地区別冬季加算額については、保護基準別表第1の1の(1)において、都道府県単位で定められているところ、京都府の区域は、保護基準別表第1の1の(2)のイにおいて、VI区に分類されており、11月から3月まで加算されることとされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 処分庁は、保護基準別表第1の第1の1の(2)に基づき、生活扶助費〇円及び住宅扶助費〇円の合計〇円を審査請求人世帯の最低生活費として算定し、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)に基づき、児童扶養手当〇円を収入認定した上で、審査請求人の4月分の保護費を〇円と算定している。

イ 長女は、〇生まれであるから、局長通知第10の1の(1)及び(2)に基づき、令和4年4月1日時点で満年齢18歳として基準生活費を認定することとなる。なお、長女は、保護基準別表第1の第2章の2の(2)に掲げる障害者加算を行う者には該当しない。したがって、同日以降、審査請求人世帯の母子加算1万8,800円及び児童養育加算1万190円を削除した処分庁の判断に誤りはない。

ウ 地区別冬季加算額については、VI区に分類されている京都府の区域では11月から3月まで加算されることとなっていることから、〇市内に在住の審査請求人に

ついて、4月に冬季加算を削除した処分庁の判断に誤りはない。

エ なお、母子加算、児童養育加算及び冬季加算の削除により保護費の減額が生じる場合、当該被保護世帯の家計運営、支出計画等に対する影響が大きいことは容易に想定できるところであり、処分庁は、審査請求人に対して、母子加算、児童養育加算及び冬季加算の各制度について十分に説明し、これらの加算の削除に伴い生じ得る家計への影響について事前に認識し、準備等をし得るように配慮することが望まれる。しかしながら、その配慮の不足が本件処分を違法又は不当として取り消されるべきものであるとまでは認められない。

オ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和5年2月20日 審査庁が審査会に諮問

令和5年3月13日 第1回調査審議（第1部会）

令和5年4月12日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和5年4月13日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件処分について、審査請求人は、長女の養育に係る母子加算及び児童養育加算が削除され、保護費が減額されたことにより生計の維持が困難となったことを、違法又は不当なものとして本件処分の取消しを主張し、並びに本件処分に当たって事前の説明が行われなかったことにつき不服及び不満を述べるものであり、処分庁は、本件処分の適法・適正を主張するものであるから、これらに関し以下検討する。

2 母子加算及び児童養育加算の削除の適正性について

(1) 母子加算及び児童養育加算の要件については、保護基準の内容として、第5の5から7までに述べるとおりであり、これらは、法第8条第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの

とする。」とされているところの「厚生労働大臣の定める基準」に当たるから、処分庁は、同項の規定に基づき、保護基準に従って保護を行う必要がある。

- (2) そこで、本件処分において、審査請求人による長女の養育に係るこれらの加算が削除されたことに関する当該保護基準への適用関係についてみるに、次の事実が認められる。

ア 母子加算については、第5の6及び7のとおり、障害者加算を行う者の養育に該当する場合を除き、その養育に係る児童の「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」行うとされているところ、○生まれの長女に係る「18歳に達する日以後の最初の3月31日」は、令和4年3月31日であったから、障害者加算を行う者の養育に該当する場合を除き、審査請求人世帯は、同日の満了をもって母子加算の対象外となったこと。

イ 児童養育加算についても、第5の5のとおり、養育に係る母子加算の年齢要件と同様である(ただし、障害者加算を行う者の養育に係る場合の特例制度はない。)から、母子加算と同様、審査請求人世帯は、アの満了日をもって児童養育加算の対象外となったこと。

ウ 長女は、定期的に医療機関への通院はしているものの、本件処分時において、第5の7に定める障害者加算を行う者には該当していなかったこと。

- (3) (2)の事実関係に照らせば、審査請求人世帯が、令和4年3月31日の満了をもって、審査請求人による長女の養育に関し、母子加算及び児童養育加算のいずれの加算要件にも該当しなくなったことは、保護基準上明らかであるといえる。

そのほか、本件処分においてなされた保護費の改定及び冬季加算の削除についても、いずれも第5の法令等に従い適正になされたものであるから、本件処分における加算額の削除を違法又は不当とする審査請求人の主張には、理由がない。

3 処分庁の審査請求人に対する説明について

- (1) 審査請求人は、本件処分に当たって何ら事前説明がなかったことについて、処分庁の他人事な対応に不服及び不満があると主張する。

- (2) これについて、本件処分に係る経過をみると、審査請求人が本件処分の内容について説明を受けたのは、審査請求人が主張するとおり、本件処分に係る通知書を受けた後であったことが認められる。

審査請求人世帯の経済状況等を当然把握すべき立場にある保護の実施機関としては、母子加算及び児童養育加算の削除が審査請求人世帯に与える影響が相当程度に及ぶことを、容易に理解することができ、又は理解すべきであったといえる中で、審査請求人が、本件処分に係る通知書を受けた後に、処分庁の職員から本件処分の内容について、はじめて説明を受けたというようなことは、このことが本件処分の違法又は不当を構成しないとしても、行政手続法(平成5年法律第88号)の趣旨に照らし、十分な説明責任を果たしているとはいえず、処分庁においては、同法の趣旨を踏まえた説明及び理由の提示が適切になされるよう、必要な事務改善を図るべきであると思われる。

- 4 以上のとおり、処分庁が事務改善を図るべき事情は認められるものの、本件処分において、母子加算及び児童養育加算を削除したことについては、法及び保護基準に照

らして適切になされたものと認められる。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

| | | |
|---------|----|----|
| 委員（部会長） | 北村 | 和生 |
| 委員 | 岩崎 | 文子 |
| 委員 | 岡川 | 英巳 |